

第三十一号議案

江戸川区消費者センターの組織及び運営等に関する条例

右の議案を提出する。

平成二十八年二月十九日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区消費者センターの組織及び運営等に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、消費者安全法（平成二十一年法律第五十号。以下「法」という。）第十条の二第一項の規定に基づき、江戸川区消費者センター（以下「消費者センター」という。）の組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項について定めるものとする。

(名称及び住所等の公示)

第二条 江戸川区長は、消費者センターに関して次の事項を変更したときは、遅滞なく公示しなければならない。

一 消費者センターの名称及び住所

二 法第八条第二項第一号及び第二号の事務を行う日及び時間
(消費者センター長及び職員)

第三条 消費者センターには、消費者センターの事務を掌理する消費者センター長及び消費者センターの事務を行うために必要な職員を置くものとする。

(試験に合格した消費生活相談員の配置)

第四条 消費者センターには、法第十条の三第一項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成二十六年法律第七十一号）附則第三条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）を消費生活相談員として置くものとする。

（消費生活相談員の人材及び処遇の確保）

第五条 消費者センターは、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一の者を再度任用することは排除されないことその他の消費生活相談員の専門性に鑑み、適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずるものとする。

（消費生活相談等の事務に従事する職員に対する研修）

第六条 消費者センターは、当該消費者センターにおいて法第八条第二項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

（消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理）

第七条 消費者センターは、法第八条第二項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

付 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(説明)

消費者安全法(平成二十一年法律第五十号)の改正に伴い、江戸川区消費者センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項を定める必要があるもので、本案を提出いたします。